

入所の判断基準

1 要介護度

特別養護老人ホーム敬愛園
地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園

要介護5	40	
要介護4	35	
要介護3	25	
要介護2	15	
要介護1	10	

2 介護者の状況

介護家族なし(0)	25	介護家族※が存在しないか、全て県外等遠隔地に在住で数十年来交流が途絶している等。 ※ 2親等以内の血族等(祖父母、父母、兄弟、配偶者、子、子の子、子の配偶者)で、介護を担う親族と定義。例外的に実際に介護を行う甥姪等(3親等)を含む。
家族介護力なし(1)	20	介護家族が全て、中重度要介護(要介護2以上)、障がい者(身障手帳1、2級所持)、病弱(疾病による禁忌があるか入院中)、重篤な介護疲れ、未成年のいずれかに当たるか、県外等遠隔地に在住である。
家族介護力なし(2)	15	上記(1)に該当しない介護家族の全てが高齢(65歳以上)、軽度要介護(要支援1以上)、障がい者(身障手帳所持)、病弱(既往あり加療中)のいずれかに当たるか、当該市町村及び近隣市町村に居住していない。
家族介護力なし(3)	10	上記(1)(2)に該当しない介護家族の全てが、就労(週20時間以上勤務)、養育(小学生以下の児童)の状態にあるか、これまでの本人との生活経緯により義絶している等。
家族介護力あり(4)	0	上記(0)(1)(2)(3)に該当しない場合。
独居	5	上記(1)(2)(3)(4)に加え独居の場合に加点(世帯分離や二世帯住宅、隣接地家族住居等は除外、介護者の入院等による実質独居は該当。)(0)には加点されない。

3 指定居宅介護サービス(3を算定する場合は、5を算定しない。)

週5～7日サービスを利用	15	福祉用具貸与を除いてカウントする。
週3～4日サービスを利用	10	
週1～2日サービスを利用	5	

4 住居環境(5と重複の算定も可能。)

劣悪な住居環境	10	廃棄物等が放置された家や歩行困難者の高階層アパート(EVなし)居住等、日常生活を送ることが極めて困難と認められる住居環境の場合。また、確たる居宅が無いような場合。
問題ある住居環境	5	段差の多い造作や、風呂がないなど、本人の心身状況に照らし問題があると認められる住居環境の場合。

5 退院・退所後の在宅生活(5を算定する場合は、3は算定しない。)

退院後の在宅生活が困難	10	病院、老健、GH等の退院退所想定時に、本人の心身状況により在宅生活が困難と思われる場合。(住環境のみが問題の場合は4のみを算定。)
-------------	----	---

6 特筆すべき事項(特例入所の要件関連)

認知症による困難	10	対象者が認知症であり、日常生活に支障を來すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるような場合。
(かつ重度の場合)	10	上記のうち認知症自立度がⅢa以上の場合。
障がい等による困難	20	対象者が知的障がい、精神障がい等を伴い、日常生活に支障を來すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるような場合。
虐待が疑われる場合	20	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、対象者の心身の安全・安心の確保が困難であるような場合。
支援の供給が不十分	10	単身世帯又は同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であるような場合。
(かつ急迫性ある場合)	10	上記のような状態が主たる介護者の急死や予期せぬ入院等により発生し、急迫性ある場合。

7 待機期間

6か月以上	5	特例入所の待機期間は、平成27年4月1日から起算する。
1年以上	10	
2年以上	15	